



佐賀県 弁護士会便り

第153号

R5/11/1
発行

法律相談のご案内

無料法律相談一覧

消費者問題専門相談（クレジット・サラ金含む）

- 【佐賀】 毎日（一部祝日は除く） いずれも場所はその地域の各弁護士の事務所にて
【鳥栖】 随時
【武雄】 毎週火曜日（祝日は除く） ※ 面談形式。約30分。
【伊万里】 毎週火曜日（祝日は除く） ※ 要予約。相談申込は弁護士会までお電話を。
【唐津】 毎週火曜日（祝日は除く）

TEL 0952-24-3411

交通事故専門相談（公益財団法人日弁連交通事故相談センター佐賀県支部主催）

- 【佐賀】 毎週火曜日（祝日は除く） ※ 面談形式。約30分。
13:30～16:00 ※ 要予約。相談申込は弁護士会までお電話を。

佐賀県弁護士会館内にて

TEL 0952-24-3411

労働問題・生活保護に関する相談

- 【県内全域】 随時 ※ 面談形式。約30分。
各弁護士事務所にて ※ 要予約。相談申込は弁護士会までお電話を。
担当弁護士より折り返しますので希望日時をお伝え下さい。

TEL 0952-24-3411

自死問題法律相談

- 【県内全域】 随時 ※ 面談形式。約30分。
各弁護士事務所にて ※ 要予約。相談申込は弁護士会までお電話を。
担当弁護士より折り返しますので希望日時をお伝え下さい。

TEL 0952-24-3411

中小企業（個人事業も含む）に関する相談 「ひまわりほっとダイヤル」 （東北地方太平洋沖地震関連相談はこちらへ）

- 【県内全域】 随時 ※ 面談形式。約30分。
各弁護士事務所にて ※ 要予約。相談申込は専用ダイヤルもしくは弁護士会までお電話
を担当弁護士より折り返しますので希望日時をお伝え下さい。

受付時間 毎週月～金曜日 10:00～12:00、13:00～16:00

全国共通専用ダイヤル TEL 0570-001-240

佐賀県弁護士会 TEL 0952-24-3411

電話相談

クイック・ナイター相談

- 毎週火曜日（祝日は除く） 17:30～19:30
毎週土曜日（祝日は除く） 13:00～15:30
※ 約10分。

TEL 0952-24-3411

交通事故電話無料相談

- 毎週月曜日～金曜日（祝日は除く） 10:00～16:30
※毎週水曜日（第5週・祝日を除く）は夜間電話相談
※ 約10分。 として～19:00

TEL 0120-0783-25



佐賀県 弁護士会便り

第149号

R5/7/21
臨時発行

豪雨により被災された皆様、まずは各市町村より、

りさいしょうめいしょ ひさいしょうめいしょ
罹災証明書・被災証明書の発行を受けましょう！

罹災証明書：住宅などの損壊の程度について各市町村が発行する証明書

被災証明書：住宅以外の損壊の程度について各市町村が発行する証明書

※ 証明する内容は各市町村によって異なる場合があります

※ 「被害証明書」と呼ばれる場合もあります。

⇒公的支援や各種補助・負担減免などの制度を利用する際に必要とされることが多いので、まずはこれらの発行を受けておきましょう。



⇒申請には損壊状況を証明するものが必要となるので、安全を確保しつつ、可能な限り対象物の内部や外部の写真を多く残しておくことが望ましいです。

⇒写真としてプリントしなくても、撮影した携帯電話などをそのまま窓口に持参するのでOKな場合がほとんどです。

⇒詳しくは各市町村にお問い合わせください。

豪雨災害によってこんなことで悩まれていませんか？

生命、火災、自動車・・・ 各種保険は使えますか？

保険が使えるかどうかは、その契約内容が水害（水災）に対応しているか否かによって異なります。

ご契約の保険会社へお問い合わせください。

保険証券などを紛失して契約の保険会社が分からなくなってしまったような場合でも、日本損害保険協会に連絡すれば、契約の保険会社を調査してもらえます。

諦めずに連絡してみましょう。



流れ着いた誰かの物、勝手に処分してもいい？

たとえ自分の敷地内に流れ着いた物であっても、価値のある物は落とし物と同様です。そのため勝手に処分することは許されず、原則として警察署に届け出る必要があります。悩ましい物は弁護士までご相談ください。





佐賀県 弁護士会便り

第150号

R5/7/21
臨時発行

豪雨災害によってこんなことで悩まれていませんか？

～住宅に関するお悩み編～

建物が半壊状態で…

急いで修理したい！

災害救助法が適用される市町村では、建物が半壊以上に損傷し自ら修理する資力のない世帯については、応急修理を受けることができます。業者への委託は各市町村から行う必要がありますので、まずは各市町村にご相談ください。

なお、応急修理を受けた場合、仮設住宅へ入居できなくなる場合がありますのでご注意ください。



住宅ローンを払えない…

二重ローンになってしまいかも…

災害救助法の適用を受けた自然災害の影響で、住宅ローンの支払いが困難になった方は、被災ローン減免制度（自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン）の利用をご検討ください。自己破産と異なり、現預金500万円に加えて、各種支援金、義援金、災害弔慰金などを手元に残した上で、残ったローンの免除を受けられる可能性があります。



土石流、家に被害はないけど

戻れない状態が続いていて…

支援制度は、家の被害とつながっている場合が多いです。しかし、家の被害がない場合でも、応急仮設住宅の入居可能性があるほか、二次災害の危険などで長期間家に戻れないような場所については、今後、県が「長期避難世帯」に認定する可能性もあります。その場合、全壊の場合と同じ被災者生活再建支援金が受け取れることがあります。また、義援金の配分や自治体の支援措置の可能性もあるので、是非今後の自治体等からの情報に注意されてください。

その他、知っておくべきこと

- 自然災害によって、家屋の損壊、浸水などの被害を受けた場合、所得控除（雑損控除）や災害減免法による所得税の軽減・免除が受けられる場合があります。
- 災害時の融資【住宅金融支援機構】
災害復興住宅融資
→半壊以上の被害で住宅を建設したり購入したりする際、または罹災(りさい)証明書を交付された方が住宅補修の際に利用できる融資制度。
リバースモーゲージ融資（災害時高齢者特例）
→60歳以上限定の、毎月の返済を利息のみとする住宅再建用の貸付け。購入、再築、修理をする不動産に抵当権の設定が必要。元金は借りた人が亡くなった際に不動産を処分するなどして返済。債務が残っても相続人に請求はない。

豪雨災害に関する無料相談

電話相談（10～15分・予約不要）

火曜日：17：30～19：30

土曜日：13：00～15：30

【電話番号】 TEL 0952 - 24 - 3411